

犯罪被害者等支援に関する取組方針

令和4年3月
広島県

目次

第1章	取組方針の策定にあたって	2
1	策定の趣旨	
2	取組方針の位置付け	
3	取組方針の見直し時期	
4	基本的な考え方	
	(1) 基本理念	
	(2) 将来の目指す社会像	
	(3) 施策体系	
5	進捗状況の点検等	
第2章	犯罪被害者等を取り巻く現状	6
1	犯罪被害者等の状況	
	(1) 本県における犯罪被害の状況	
	(2) 支援ニーズ	
2	県民の意識	
	(1) 県政世論調査	
	(2) 広島県県民意識調査	
第3章	施策の方向	8
1	被害の軽減・回復に向けた支援	
	(1) 心身に受けた影響からの回復	
	(2) 生活基盤の確保	
	(3) 安全の確保	
	(4) 法的手続への適切な関与	
2	必要な支援にアクセスしやすい環境の整備	
	(1) 相談、情報の提供等	
	(2) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援	
3	社会全体の理解促進・支援基盤の強化	
	(1) 県民等の理解促進	
	(2) 支援基盤の強化	
【参考】		
	広島県犯罪被害者等支援条例	16

第1章 取組方針の策定にあたって

1 策定の趣旨

本県の刑法犯認知件数における凶悪犯・粗暴犯の数は、依然として1,100件を超えており、県民の誰もが予期せぬ重大な犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等¹となる可能性があります。

県では、県の総合計画に「犯罪被害者等への支援」を位置付け、施策を推進してきましたが、犯罪被害者等支援の窓口には、依然として被害による心身の不調、経済的負担の増加、訴訟対応などの様々な相談が寄せられていることに加え、自ら被害を訴えることが困難で、支援が十分に行き届いていない犯罪被害者等も少なくないと考えられます。

こうした状況を踏まえ、県民、事業者及び民間支援団体など、多様な主体が協力し、施策の充実を図り、必要な支援が途切れることなく提供される体制を構築するとともに、社会全体の犯罪被害者等に対する理解と配慮を促進し、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会を早期に実現していくため、広島県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）を制定しました。

この度、条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する県としての基本的な考え方、施策の方向等を「犯罪被害者等支援に関する取組方針」（以下「取組方針」という。）として取りまとめました。

今後とも引き続き、関係機関や支援者等と連携しながら、犯罪被害者等支援に取り組み、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会及び誰もが安全・安心を実感して暮らせる社会の実現を目指します。

2 取組方針の位置付け

条例第9条の規定に基づく県の犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方や施策の方向等を定める取組方針

3 取組方針の見直し時期

取組方針は、本県における総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」（令和3年度～令和12年度）の実行計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」（令和3年度～令和7年度）を改定する時期に合わせ、社会情勢の変化を踏まえて見直します。

¹ 犯罪等（＝犯罪及びこれ準ずる心身に有害な行為）により被害を受けた者及びその家族又は遺族【広島県犯罪被害者等支援条例第2条第2号】

4 基本的な考え方

県の実施する犯罪被害等支援に関する施策は、条例第3条に定める基本理念に基づき、条例第1条に定める「犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会」及び「誰もが安全・安心を実感して暮らせる社会」を目指し、「被害の軽減・回復に向けた支援」、「必要な支援にアクセスしやすい環境の整備」、「社会全体の理解・支援基盤の強化」の3項目を柱とした施策体系により推進します。

(1) 基本理念

県の実施する犯罪被害等支援に関する施策は、条例第3条に規定する、次の基本理念に基づき推進します。

- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい対応を保障されることを旨として推進するものとする。
- 犯罪被害者等支援は、犯罪等により受けた被害又は二次被害²の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする。
- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。
- 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で推進するものとする。

(2) 将来の目指す社会像

条例第1条において、将来の目指す社会像を「犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会」及び「誰もが安全・安心を実感して暮らせる社会」と定めています。

この条例に基づく施策によって、直接的に実現を図る社会像である「犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会」については、具体的に次のような社会と考えています。

² 犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による事実と異なる報道又は過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失、プライバシーの侵害等の被害【広島県犯罪被害者等支援条例第2条第4号】

【説明文】

犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族が、行政機関や民間支援団体、事業者のほか、一般県民を含む社会の全ての構成員から、様々な困難な状況に置かれていることや被害からの回復には長い時間を要するという実情が理解されるとともに、名誉、プライバシーなど個人の尊厳に配慮されている。

また、行政機関、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係る者からは、犯罪等により生じた被害又は二次被害を軽減又は回復するための支援も受けている。

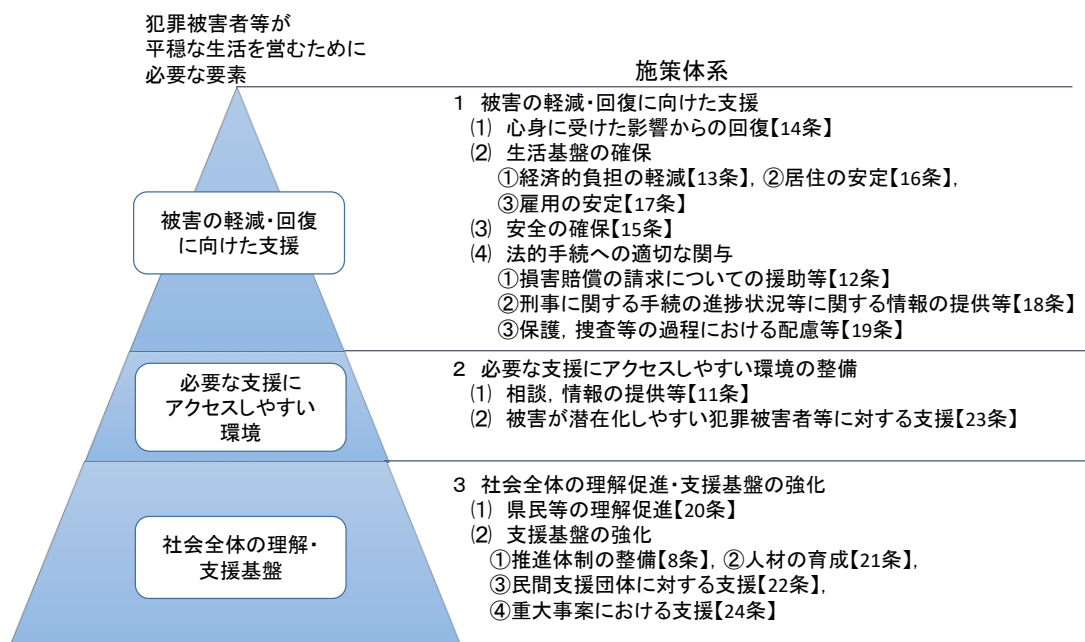
これらによって、生活の再建が図られ、平穏な生活を営むことができる社会が実現されている。

また、「犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会」の10年後の姿は、県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に整理しており、「犯罪被害者等が、被害を抱え込まずに、支援機関に相談し、必要な支援を受けることができている」社会としています。

(3) 施策体系

犯罪被害者等が平穏な生活を営むためには、「被害の軽減・回復に向けた支援」、 「必要な支援にアクセスしやすい環境」、これらの土台となる「社会全体の理解・支援基盤」が必要となります。

取組方針を定めるに当たって、これらの3つの要素を踏まえ、条例に基づく施策を整理し、施策体系としています。



※【】内は条例の対応条項

5 進捗状況の点検等

- 毎年度、条例に基づく施策の進捗状況について、犯罪被害者等支援の関係機関等から構成される会議等において意見聴取するとともに、点検結果を公表します。
- 条例に基づく施策は、「広島県警察犯罪被害者等支援基本計画」、「ひろしま子供の未来応援プラン」、「ひろしまDV防止・被害者支援計画」など、関連する県その他計画と連携・整合を図りながら推進します。

第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状

1 犯罪被害者等の状況

(1) 本県における犯罪被害の状況（令和2年）

- 刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、凶悪犯、粗暴犯の認知件数が1,100件超
- 本県の刑法犯被害に係る死傷者数は、493人

【本県の刑法犯認知件数】

区分	令和2年		令和元年	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
刑法犯総数(件)	11,726	6,104	14,160	6,459
凶悪犯・粗暴犯計	1,178	1,052	1,341	1,164
凶悪犯	83	83	104	98
殺人	17	18	15	14
強盗	20	21	22	19
放火	18	18	21	21
強制的性交等	28	26	46	44
粗暴犯	1,095	969	1,237	1,066
暴行	534	476	658	574
傷害・傷害致死	441	393	443	381
脅迫	87	70	94	82
恐喝	33	30	42	29

【本県の刑法犯被害にかかる死傷者数】

区分	令和2年	令和元年
死傷者数(人)	493	528
男性	294	291
女性	199	237

【本県の交通事故死傷者数】

区分	令和2年	令和元年
事故件数(件)	4,779	6,257
負傷者数(人)	5,648	7,643
重傷者数(人)	840	1,043
死者数(人)	71	75

(広島県警資料を基に県民活動課作成)

(2) 支援ニーズ（平成29年度警察庁「犯罪被害類型別調査」）

- 「どのような支援・配慮が必要かわからなかった」の割合が、被害直後、現在（調査回答時点）ともに最も高い。
- 「事件・被害に関する話を聞いてもらう」の割合も被害直後が2位、現在が3位と高い。

【被害直後】

	必要とした支援・手助け	割合
1	どのような支援・配慮が必要かわからなかった	37.3
2	事件・被害に関する話を聞いてもらう	30.9
3	警察・検察との対応の手助け、付き添い	13.8
3	特になし	13.8
5	精神的な支援	12.9
6	そっとしておいてもらうこと	10.0
7	プライバシー等への配慮	9.0
8	職場・学校等での配慮	7.7
9	弁護士の紹介	6.6
10	経済的な支援	5.7
11	医療機関の紹介	5.6
12	司法手続のことを教えてもらう	5.0
13	役所等での手続き補助	4.7
14	医療機関へ行く際の付き添い	3.3
15	生活全般の手伝い(買い物などの身の回りのことを含む)	2.3
16	家族の介護、子どもの世話	1.8
17	支援団体、自助グループ等の紹介	1.5
18	その他	1.2
19	裁判所へ行く際の付き添い	0.9
20	報道機関の対応の手助け	0.3

【現在】

	必要とした支援・手助け	割合
1	どのような支援・配慮が必要かわからなかった	36.9
2	特になし	33.0
3	事件・被害に関する話を聞いてもらう	10.2
4	そっとしておいてもらうこと	9.4
5	精神的な支援	8.9
6	経済的な支援	4.8
7	プライバシー等への配慮	4.4
8	警察・検察との対応の手助け、付き添い	4.0
9	弁護士の紹介	2.2
10	司法手続のことを教えてもらう	2.0
10	医療機関の紹介	2.0
12	職場・学校等での配慮	1.8
13	役所等での手続き補助	1.6
13	支援団体、自助グループ等の紹介	1.6
15	医療機関へ行く際の付き添い	1.3
16	家族の介護、子どもの世話	1.2
17	その他	0.9
18	生活全般の手伝い(買い物などの身の回りのことを含む)	0.8
19	裁判所へ行く際の付き添い	0.4
20	報道機関の対応の手助け	0.3

(警察庁 HP 掲載資料を基に県民活動課作成)

(調査概要)

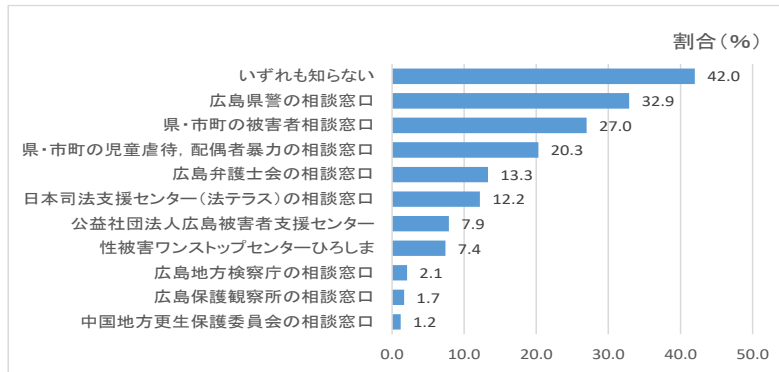
- ・調査方法：インターネット調査、有効回答：1,696名
- ・調査対象：過去に次のいずれかの犯罪等被害にあったと回答した本人又は遺族（遺族にあつては交通事故・殺人のみ）の方（配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待、性的な被害、交通事故、殺人・殺人未遂又は傷害等（死亡又は全治1週間以上）の暴力犯罪

2 県民の意識

(1) 県政世論調査 (R2)

○犯罪被害者等のための相談窓口は「いずれも知らない」が、42.0%で最多

【犯罪被害者及びその家族等のための相談窓口の認知度】(有効回答 1,272)



(2) 広島県県民意識調査 (R2)

○「犯罪被害者等が支援を受けることができる相談体制の整備」について、49.1%が必要と回答。県が取り組んでいることを知っているのは11.2%

【犯罪被害者等が支援を受けることができる相談体制の整備について】

回答	回答者数
必要だと思う取組である	491人/1000人
広島県で取り組んでいることを知っている	112人/1000人

(凡例)

- ・ 条例の対応条項を【】内に記載
- ・ 他計画等に推進の根拠がある場合は、<>内にその計画名等を記載
- ・ 担当部局等を[]内に記載
- ・ 複数の項目に該当する施策は、最も関連の深い項目に記載

第3章 施策の方向

1 被害の軽減・回復に向けた支援

【施策の必要性】

犯罪被害者等の被害の軽減・回復のためには、心身の状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスが提供されることや安定した生活を送るための基盤が確保されることが必要です。

また、被害後、更なる犯罪等により被害を受ける場合があり、被害の軽減・回復の前提として、安全が確保されることも重要です。

加えて、事件の解決過程等に犯罪被害者等が関わることは、精神的被害の回復に資する面もあり、犯罪被害者等が適切に関与できるための支援が望まれます。

(1) 心身に受けた影響からの回復【14条】

(犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施等)

○公認心理師、臨床心理士等の資格を有する被害者支援カウンセラーやカウンセリング技能を有する警察職員による、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。また、外部の精神科医、公認心理師、臨床心理士等と連携し、犯罪被害者等が希望した場合、適切なカウンセリングが受けられるよう配慮します。<広島県警察犯罪被害者支援基本計画> [警察本部]

(県立総合精神保健福祉センター³における相談の実施)

○県立総合精神保健福祉センターにおける相談支援の一環として、心の悩みを抱える犯罪被害者等の相談を実施します。<第7次広島県保健医療計画> [知事部局]

(こども家庭センター⁴における支援)

○こども家庭センターに、児童心理司、保健師、弁護士、医師等を配置し、子供に対する丁寧なアセスメントやケアを実施するほか、配偶者からの暴力による被害者の心理カウンセリング等の支援を実施します。<ひろしま子供の未来応援プラン、ひろしまDV防止・被害者支援計画> [知事部局]

(学校における教育相談の実施)

○学校における教育相談の一環として、スクールカウンセラー等が、犯罪被害者等となった児童生徒を対象に相談を実施します。<「広島県 教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針> [教育委員会]

³ 精神保健の向上等を目的に県が設置する機関で、精神保健福祉に関する相談指導等を実施

⁴ 児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）の機能を統合した、子供と家庭に関する総合的な県の相談支援機関

(2) 生活基盤の確保

① 経済的負担の軽減【13条】

(医療費等の公費負担制度の適切な運用等)

- 身体犯被害者の診断書料，性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用等の医療費等やカウンセリング費用等の公費負担制度について，適切に運用します。〈県警部分：広島県警察犯罪被害者支援基本計画〉 [知事部局，警察本部]

(性犯罪・性暴力被害に係る法律相談費用の支援)

- 性被害ワンストップセンターひろしま⁵において，相談者の法律相談費用の負担軽減に向けた支援を実施します。 [知事部局]

(二次被害の防止・軽減に必要な費用の支援)

- 社会的な関心の高い事件の犯罪被害者等に対し，二次被害の防止・軽減に必要な費用の負担軽減に向けた支援を実施します。 [知事部局]

(犯罪被害給付金⁶の早期裁定等)

- 犯罪被害給付金について，支給に係る裁定を迅速かつ適切に実施することで，早期の支給に資するとともに，各種広報媒体等を活用した周知や対象事件の犯罪被害者等への教示を徹底します。〈広島県警察犯罪被害者支援基本計画〉 [警察本部]

② 居住の安定【16条】

(県営住宅への優先入居)

- 犯罪被害者等が，県営住宅の入居募集に応募した場合に，当選率の優遇を実施します。 [知事部局]

(県営住宅への一時入居)

- 犯罪被害者等が，犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった場合に，公募によらず提供可能住宅への入居を許可します。 [知事部局]

(住宅セーフティーネット制度⁷に基づく支援の実施)

- 住宅セーフティーネット制度における居住支援協議会⁸や居住支援法人⁹による住居のマッチング支援等を実施します。〈住生活基本計画（広島県計画）〉 [知事部局]

⁵ 性犯罪・性暴力被害者に対し，ワンストップの支援を実施することを目的に県が設置する相談窓口

⁶ 故意の犯罪行為により重大な犯罪被害を受けた犯罪被害者等に対し，犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき，国が支給する給付金

⁷ 高齢者，障害者，子育て世帯，犯罪被害者等の住居確保が困難な方の住居確保のため，入居を拒まない賃貸住宅の登録，登録住宅等への経済的支援，住居確保が困難な方への居住支援を行う制度

⁸ 住居確保が困難な方の円滑な入居の促進等のため，地方公共団体，不動産関係団体，居住支援団体等が連携して設立する協議会。住居確保が困難な方及び賃貸人に対し，住宅情報の提供等の支援を実施

⁹ 住居確保が困難な方に対し，家賃債務保証の提供，住宅情報の提供・相談，見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定した団体

(居住場所の確保に向けた公費負担制度の適切な運用)

- 緊急避難場所の確保に要する費用や自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニング費用の公費負担制度について、適切に運用します。〈広島県警察犯罪被害者支援基本計画〉〔警察本部〕

③ 雇用の安定【17条】

(事業者に対する啓発活動の実施)

- 事業者を対象に、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための啓発活動を実施します。〔知事部局〕

(3) 安全の確保【15条】

(関連法令に基づく一時保護、施設の入所による保護の適切な実施)

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」、「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」等に基づく一時保護、施設の入所による保護を適切に実施します。〈ひろしまDV防止・被害者支援計画、ひろしま子供の未来応援プラン〉〔知事部局〕

(再被害防止に向けた情報の提供、防犯指導等)

- 同一の加害者による再度の被害（再被害）の恐れのある犯罪被害者等を対象に、刑事司法関係機関と連携して、再被害の防止に資する情報を提供するとともに、自主警戒の方法の教示等の防犯指導や緊急通報装置の貸与等の再被害防止措置を実施します。〈広島県警察犯罪被害者支援基本計画〉〔警察本部〕

(犯罪被害者に関する情報の保護)

- 犯罪被害者の氏名の公表にあたっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等を総合的に勘案して、適切な発表内容となるよう配慮します。〈広島県警察犯罪被害者支援基本計画〉〔警察本部〕

(4) 法的手続への適切な関与

① 損害賠償の請求についての援助等【12条】

(損害賠償請求制度等の周知)

- 損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等を作成し、配布します。〈広島県警察犯罪被害者支援基本計画〉〔警察本部〕

② 刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等【18条】

(刑事に関する手続等に関する情報の提供等)

- 刑事に関する手続その他の犯罪被害者等支援に係る機関・団体による支援制度等について紹介したパンフレット（「被害者の手引」）等を作成し、犯罪被害者等へ配布します。

また、外国人の犯罪被害者等にも適切に情報が提供できるよう「被害者の手引」について、外国語版を作成し、配布します。＜広島県警察犯罪被害者支援基本計画＞〔警察本部〕

(捜査に関する情報の提供等)

○犯罪被害者等への連絡のための責任者と担当者を指定し、捜査への支障等を勘案しつつ、捜査状況等の情報を提供するよう努めます。＜広島県警察犯罪被害者支援基本計画＞〔警察本部〕

③ 保護、捜査等の過程における配慮等【19条】

(研修の充実等)

○採用時、昇任時等に、犯罪被害者等支援の意義に関する研修や犯罪被害者等早期援助団体¹⁰との連携等に関する研修、犯罪被害者等による講演等を実施します。＜広島県警察犯罪被害者支援基本計画＞〔警察本部〕

○被害児童からの事情聴取に関する警察官の技能向上に向けた研修を実施します。＜広島県警察犯罪被害者支援基本計画＞〔警察本部〕

○警察学校等において、性犯罪被害や障害者の特性に関して専門的知見を有する講師による研修を実施します。＜広島県警察犯罪被害者支援基本計画＞〔警察本部〕

(性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置)

○性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進します。＜広島県警察犯罪被害者支援基本計画＞〔警察本部〕

(被害児童からの事情聴取における配慮)

○被害児童からの事情聴取にあたっては、検察庁、警察、こども家庭センター等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を実施し、関係機関の代表者が事情聴取を実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等に配慮します。＜広島県警察犯罪被害者支援基本計画＞〔警察本部〕

¹⁰ 「犯罪被害者等支援を目的に設置され、犯罪被害等支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利の法人」として、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、公安委員会が指定する団体

2 必要な支援にアクセスしやすい環境の整備

【施策の必要性】

犯罪被害者等が、被害の軽減・回復に向けた支援を適切に受けるためには、支援制度を用意するだけでなく、犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報提供等が行われる体制の構築が必要です。

また、子供、障害者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等は、被害の認識や相談が困難な場合があることから、適切な支援を受けるためには、被害を認識するための啓発活動や相談しやすい環境づくり等も必要となります。

(1) 相談、情報の提供等【11条】

(犯罪被害者等を対象とした総合相談の実施)

○犯罪被害者等早期援助団体と連携し、犯罪被害者等を対象とした総合相談窓口において、犯罪被害者等の抱える問題の聞き取り、医療・福祉に関する制度を含む必要な支援制度や関係機関等に関する情報の提供等を実施するとともに、関係機関等への付き添い支援を実施します。〔知事部局〕

(性犯罪・性暴力被害者を対象とした総合相談の実施)

○性被害ワンストップセンターひろしまにおいて、性犯罪・性暴力被害者の抱える問題等の聞き取り、医療機関や弁護士等の情報の提供等を実施するとともに、医療機関や弁護士事務所等への付き添い支援を実施します。〔知事部局〕

(ハンドブックの作成)

○犯罪被害者等支援を行う関係機関等による支援の内容や連絡先などの情報を掲載したハンドブックを作成し、関係機関等に配布します。〔知事部局〕

(警察における被害相談の実施)

○警察の被害相談窓口において犯罪被害者等から受理した相談について、関係機関・団体と連携し、適切な支援を実施します。〔警察本部〕

(地域の警察官による訪問・連絡活動の実施)

○地域の警察官によって、犯罪被害者等に対し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、警察に対する要望・相談の聴取等の訪問・連絡活動を実施します。〈広島県警察犯罪被害者支援基本計画〉〔警察本部〕

(警察職員による事件直後の支援)

○あらかじめ指定された被害者支援に係る警察職員（被害者支援員）によって、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、助言・指導、情報の提供等を実施します。〈広島県警察犯罪被害者支援基本計画〉〔警察本部〕

(2) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援【23条】

(児童虐待に関する相談支援)

- 児童虐待の防止や通告義務，児童相談所虐待対応ダイヤル等の普及啓発を行うとともに，こども家庭センターの機能強化や，市町の取組支援等を実施します。〈ひろしま子供の未来応援プラン〉 [知事部局]

(被害少年等が相談しやすい環境の整備等)

- 被害少年等を対象に，電話相談や電子メールによる相談を実施するとともに，相談窓口の SNS 等を通じた周知を実施します。〈広島県警察犯罪被害者支援基本計画〉 [警察本部]

(障害者虐待に関する相談支援)

- 障害者虐待の防止や通報義務，相談窓口等について，県民や事業者等への普及啓発を行うとともに，市町や事業者等を対象とした研修を開催します。〈第4次広島県障害者プラン〉 [知事部局]

(高齢者虐待に関する相談支援)

- 高齢者虐待の防止や通報義務，相談窓口等について，県民や養介護施設等への普及啓発を実施するとともに，市町や地域包括支援センター等を対象に研修を開催します。〈第8期ひろしま高齢者プラン〉 [知事部局]

(性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境の整備)

- 性被害ワンストップセンターひろしまにおいて，性犯罪・性暴力被害に係る相談を24時間365日対応します。 [知事部局]

(子供の性犯罪・性暴力被害に関する啓発活動の実施)

- 子供を対象に，リーフレットを配布すること等により，自らの性犯罪・性暴力被害に気付くことを促すとともに，相談窓口の認知度を高める啓発活動を実施します。 [知事部局，警察本部]
- 子供を対象に，発達段階に配慮しながら，性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者とならないための教育を実施します。 [教育委員会]
- 子供の健全育成に係る行政職員や学校・警察関係者等を対象に，子供の性犯罪・性暴力被害に対する理解と取組の必要性に対する認識を高めるための啓発活動を実施します。 [知事部局，警察本部，教育委員会]

(医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進)

- 警察への届出等を躊躇している性犯罪被害者が，医療機関等で証拠資料が適切に採取されるよう，採取・保管に必要な資機材の整備等を実施します。〈警察部分：広島県警察犯罪被害者支援基本計画〉 [知事部局，警察本部]

(配偶者による暴力被害に関する相談支援)

- こども家庭センターのDV対応部門の更なる専門性の強化を図り，こども家庭センター職員による市町のDV対応部門への助言や支援を実施します。〈ひろしまDV防止・被害者支援計画〉 [知事部局]

3 社会全体の理解促進・支援基盤の強化

【施策の必要性】

犯罪被害者等が、平穏な生活を営むためには、被害の軽減・回復に向けた支援だけでなく、社会全体の理解や配慮も重要となることから、県民一人一人の理解を促し、犯罪被害者等を社会全体で支えていくという気運を醸成する施策が必要です。

また、犯罪被害者等は様々な困難に直面しており、その状況を打開するには、必要な支援が途切れることなく提供されることが重要となることから、関係機関が相互に連携協力し、施策を推進する体制の整備や支援者の資質の向上に向けた施策が必要です。

(1) 県民等の理解促進【20条】

(犯罪被害者週間における啓発活動の実施)

○毎年11月25日から12月1日までが期間の「犯罪被害者週間」において、犯罪被害者等の置かれている状況、条例基本理念等への理解促進を内容とした街頭キャンペーン、講演会等の啓発活動を実施します。＜警察部分：広島県警察犯罪被害者支援基本計画＞ [知事部局，警察本部]

(中学生・高校生等を対象とした啓発活動の実施)

○教育委員会等と連携し、中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等による命の大切さを学ぶ教室や命の大切さに関する自らの考え等を表現した作文のコンクールを実施します。＜広島県警察犯罪被害者支援基本計画＞ [警察本部]

(2) 支援基盤の強化

① 推進体制の整備【8条】

(条例に基づく施策の推進)

○関係機関等で構成する会議等において、条例に基づく施策の進捗状況に対する意見聴取や、情報共有等を実施します。 [知事部局]

○犯罪被害者等支援に関する市町主管課長会議の開催等により、県と市町との情報共有や、市町への助言、支援を実施します。 [知事部局]

(支援活動の推進)

○犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等により構成される「広島県被害者支援連絡協議会」を開催し、被害者のニーズに対応した支援活動を推進します。＜広島県警察犯罪被害者支援基本計画＞ [警察本部]

② 人材の育成【21条】

(行政職員等を対象とした研修の実施)

○行政職員等を対象に、犯罪被害者等が置かれている状況等に関する理解を促進するための研修を実施します。 [知事部局]

(児童虐待の早期発見・早期対応のための研修等の実施)

- 行政職員，警察職員及び教職員を対象に，児童虐待の早期発見等に資する研修等を実施します。〈ひろしま子供の未来応援プラン，広島県警察犯罪被害者支援基本計画〉〔知事部局，警察本部，教育委員会〕

③ 民間支援団体に対する支援【22条】

(犯罪被害者等早期援助団体への情報の提供等)

- 犯罪被害者等早期援助団体による支援が，全国的な水準で行われるよう，犯罪被害者等の実態，当該支援に資する事例，二次被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報の提供等を実施します。〈広島県警察犯罪被害者支援基本計画〉〔警察本部〕

④ 重大事案における支援【24条】

(重大事案発生時のマニュアル整備等)

- 必要な支援を途切れることなく提供できるよう，関係機関による対応等を整理したマニュアルの整備等を実施します。〔知事部局，警察本部，教育委員会〕

広島県犯罪被害者等支援条例

(令和4年広島県条例第1号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会及び誰もが安全・安心を実感して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等の被害を軽減又は回復する取組及び社会全体の理解を深め、配慮を促進する取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人も含む。）による事実と異なる報道又は過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。
- (6) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) 県営住宅 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年広島県条例第13号）第2条第2号に規定する公営住宅及び同条第3号に規定する改良住宅をいう。
- (8) 子供 満18歳未満の者をいう。
- (9) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (10) 高齢者 満65歳以上の者をいう。
- (11) 性犯罪・性暴力被害者 犯罪等により性的な被害を受けた者をいう。
- (12) 配偶者からの暴力による被害者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい対応を保障されることを旨として推進するものとする。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で推進するものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、事業を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用して、犯罪被害者等支援を推進するよう努めるものとする。

第2章 推進体制等

(推進体制の整備)

第8条 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備

するよう努めるものとする。

(取組方針の策定)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する取組方針（以下「方針」という。）を定めるものとする。

2 方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方

(2) 犯罪被害者等支援に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 県は、毎年度、方針に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 県は、損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供等必要な施策を講じるものとする。

(経済的負担の軽減)

第13条 県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第14条 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講じるものとする。

(安全の確保)

第15条 県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。

(居住の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講じるものとする。

(雇用の安定)

第17条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講じるものとする。

(刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等)

第18条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等必要な施策を講じるものとする。

(保護、捜査等の過程における配慮等)

第19条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講じるものとする。

(県民等の理解促進)

第20条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、県がこの条例に基づき実施する施策、二次被害が生じることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講じるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第22条 県は、民間支援団体に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援)

第23条 県は、子供、障害者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、被害を認識するための啓発活動、被害について相談しやすい環境づくりその他の必要な施策を講じるものとする。

(重大事案における支援)

第24条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合に、当該事案による犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、県、市町、民間支援団体その他関係機関による支援体制の整備その他の必要な施策を講じるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。